

## 《頑張れ経産省—太陽光発電関係の H22 年度予算案と制度改革案》

メルマガ No.18

2009 年 12 月 27 日 © 山内浩一

### 1 厳しい事業仕訳判定結果を撥ね退けた太陽光発電関係の予算要求額

経済産業省（以下「経産省」と略記）が所管する太陽光発電を日本において普及させるための予算に対する仕訳判定結果とそれを踏まえた経産省の予算要求額は下記のようになった。（12 月 25 日発表 <http://www.meti.go.jp/press/20091225013/20091225013.html>）

		H21 予算額	仕訳判定結果	H22 予算要求額
①	住宅用太陽光補助金	201 億円	全量買い取り制度に移行することを前提に廃止すべし	401 億円
②	新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金	363 億円	予算要求額の 50%削減すべし	345 億円

仕訳判定結果に対する経済産業省の予算要求額は①住宅用が倍増 産業民生用の②が 5%減にとどまるという結果となった。事業仕訳結果を撥ね退けて大幅な増額を求めた経済産業省の予算要求額に拍手を送りたい。同時に現場を知らない民主党の仕訳チームに NG マークと大ブーイングを送りたい。

### 2 現場を知らない民主党仕訳チーム

民主党はマニフェストその他の機会に「補助金を廃止して全量買い取り制度に早期に移行すべし。」と主張してきた。これ自体は正しい政策であると思う。しかし、全量買い取り制度の法制化は「2011 年の通常国会で行う。（増子輝彦経済産業副大臣談—2009 年 12 月 8 日日経朝刊）」と表明している以上、2010 年度に「①を廃止」や「②を減額」というのは乱暴すぎる議論である。せっかく盛り上がった住宅向け太陽光市場をしぼませることになりかねない「仕訳判定結果」を平然と出す政治家諸氏の身勝手な判断には呆れかえる。

### 3 欠点も多い現行の【補助金+余剰買い取り制度】

それでは、現状の補助金制度が及第点をもらえるかと言うとこれも 100% NG である。太

太陽光発電の電力買い取り制度を実施している国は多いが（ドイツ、スペイン、フランス、イタリア、ギリシア、ブルガリア、チェコ、カナダ・オンタリオ州、韓国）日本の制度が最も見劣りする。全量買い取りではなく余剰電力買い取りなどという不確実性が高い制度を導入している国はない。何故、現行の【補助金+余剰買い取り制度】（以下「現状の買い取り制度」と記載。）がだめかという、下記の理由による。（詳細は弊社のホームページのトップにあるボタン「望ましい全量買い取り制度」の下にあるファイル【政策提言-望ましい太陽光発電全量買い取り制度】 をご覧いただきたい。）

- ① そもそも経産省が本気で太陽光発電設備の普及を 2005 年比で 40 倍以上に増やしたいのであれば、また太陽光発電を環境産業育成の主軸に据えて普及を後押ししようとするのであれば設置する個人、法人に金銭的なメリットがもたらされる必要があるが、現状の買い取り制度では、個人向け制度も法人向け制度も投資利回りが 5—6%のマイナスの利回り（equity IRR）となる。これでは本当に腰の入った大規模な投資をこの産業に誘導できない。【政策提言】-P8
- ② もうからないどころかマイナスになる投資利回りでは、太陽光パネルを設置しようとしている会社のほぼ 100%が PR やイメージアップのために小規模にやっているにすぎない。現状の民生・産業用太陽光補助制度にて採択される発電事業の 90%は規模が 50 kw以下のミニプロジェクトである。【政策提言】-P4

地域新エネルギー等導入促進補助事業 --H21 年度 1 次募集結果

	承認された 件数		承認 KW 合計		補助金額（億円）	
	件 数	比率	Kw 数	比率	合計 金額	比率
20kw以下	173	70.6%	2,295	5.9%	9.2	5.9%
20kw～ 50kw以下	53	21.6%	1,883	4.9%	7.5	4.9%
50kw超～ 150kw未 満	16	6.5%	1,474	3.8%	5.9	3.8%

150kw 超	3	1.2%	33,000	85.4%	132	85.4%
合計	245	100%	38,652	100%	154.6	100%

### ③ 補助金制度の弊害

全量買い取り制度ではなく補助金に頼ると特に民生・業務用の補助金制度では下記のような弊害が顕著である。（【政策提言】-P5 ）

1. 多種多様の補助金が存在、衆知されていない。（【政策提言】-P5 表-3 ）
2. その補助金ごとに存在する補助金申請の審査団体（⇒天下り団体）。
3. 企業向け（\*A）及び非営利団体向け（\*B）補助制度の募集は年2回（～3回）しかない。
4. 各回の応募期間も1ヶ月程度と短い。
5. 補助金の不正受給を防止のため、申請書類の作成作業も煩雑。

\*A 新エネルギー等事業者支援対策事業 \*B 地域新エネルギー等導入促進事業  
（どちらも経産省管轄）

わたくしもある顧客のために補助金の申請書の作成をお手伝いしたが、2名程度の人間が丸々5日はかかり、その資料は合計数十ページにも及んだ。かつ補助金がもらえる事になっても「完了報告書」を提出する事を仕入れら膨大な書類の作成を強いられる。

これらの欠点を一挙に解決する方法がある。それは民主党が主張するように「補助金」をゼロにして「全量買い取り制度一本に統一すること」である。補助金の申請書を審査する団体は全く不要である。なぜならば、もしある太陽光発電事業を考えている事業者ができるだけ沢山の売電収入を得たければ、補助金の審査団体に言われなくとも JIS 規格で認定された売電メーターを通してグリッド（電力会社所有の電力線網のこと）方向へと流れる電力の量を最大化すべく最新の注意を払って設置する自助努力を行う。

補助金の審査団体の書類審査よりも売電メーターを通過する電力量がそのまま、設置された発電事業の計画と設備の良しあしをはるかに客観的に評価してくれる。しかも、売電メーターに任せておけば、補助金審査団体の職員に支払う給与、ボーナス、その他手当、退職金、交際費、建物の家賃、建物から出る CO2 などすべてが不要となる。

④ 99%の事業者のローンは15年返済 vs.現状買い取り期間は10年というミスマッチ

上記のミスマッチの状況を説明する。(【政策提言】-P6)

- 1 住宅の設置者の90%以上は、設備費用の100%を15年返済の信託会社系ローンで調達しているという厳然とした事実がある。また産業・民生用で太陽光発電を考えている法人の場合もほとんどは15年返済の借入を前提として事業計画を立てている。
- 2 これらの方々の返済原資はもちろん売電収入である。
- 3 しかし現在の買い取り期間は10年間であり、ローンの返済期間よりも5年も短い。
- 4 従って高い売電単価による買い取り期間の終了後11年目以降の5年間は、元利返済負担のため毎年の売電利益が大幅減か赤字となる。
- 5 それではソーラー電力の買い取り期間と同じになるようにと「10年返済のローン」を組むと毎年の元利返済額が大きすぎるためキャッシュフローがマイナスとなるので10年ローンはそもそもNGである。
- 6 このような事実＝リスクをきっちりと説明している販売会社は皆無である。
- 7 11年目以降はクレームが経済産業省と消費者庁に殺到することであろう。

⑤ リスクをとる投資家の事を無視している現行の「余剰電力買い取り制度」

太陽光発電事業への投資を考えている投資家が最も重視していることは、当たり前的事であるが、『投資した資金に対してどれくらい収益が見込めるか』という事に尽きる。しかし、「余剰電力買い取り制度」とは太陽光発電設備を設置した建物で発電された電力がまず建物で消費され、消費されずに余剰となった部分を高く購入してもらえる制度である。しかしこの「余剰買い取り制度」では、そもそも建物ごとにどれだけのソーラー電力が余剰電力となるのか誰もわからない。わからなければ投資に興味がある事業者も投資のしようがない。投資のしようがなければ投資資金が太陽光発電に向けられない。よって太陽電池への需要も盛り上がらない。従って経産省の太陽光発電の設置目標(2020年までに2005年比で40-50倍)も達成できない。という極めてシンプルかつ当然の事態になることは明らかである。

政策目標を達成することを真剣に考えるのであれば、「余剰買い取り制度」などという不確かな制度は即刻廃止するべきである。このような機能しない制度を考えたような『審議会のメンバー各位＝素人集団』の無知にもあきれるが、この素人集団を審議会で数年にわたり審議させた経産省の担当部署もいただけない。この素人集団がどうしてこんなショボイ制度を提言したかそれは、これらの審議会メンバー各位が太陽光発電事業への投資分析の経験がないからであろう。太陽光発電事業には何にどれだけ費用がかかる一方でどれだけの利益が1,10,15,20年目に見込めるのかその収支計画を正確に把握していないからマイナスの利回りとなるような買い取り単価&余剰制度など提言するわけである。

## 2 望ましい買い取り制度

① 望ましい買い取り単価＝¥61/kwh 投資利回り 5%以上 (Project IRR) を確保できる

望ましい買い取り制度とは、国民の負担を最小に抑えつつ太陽光発電への投資が盛り上がることを促すような投資利回りを確保できるような買い取り単価を一定期間にわたり設定した制度である。具体的には、住宅への設置者が活用している信販系ローンの金利がこの5年間、3.4—3.8%程度であることを考えるとローン金利の最低1%、できれば1.5%以上は投資利回りが上回っていてほしい。そうすると5%台の利回りが望まれる。このような利回りをもたらす単価は¥61/kwh程度と試算した。これは諸外国の制度と比較した場合、やや落ちるが金利が低い日本にとっては絶好の年金基金などの安定した運用先となり、年金支払いの充実にもつながる。(【政策提言】-P9、P13)

② 買い取り制度の原資の確保=>電気代への3%の課徴金で賄える。

前述⑥の買い取り単価を担保するための原資の調達はもちろんドイツの制度と同様に我が国のすべての電力の需要者(法人と個人)が、自己の支払っている電気代に課徴金を上乘せられて調達すべきものである。その料率は、わたくしは3%と計算した。(【政策提言】-12) この課徴金制度では買い取り予算を削減するために毎年6%づつ単価を削減し、15年後には、この単価が現行の家庭向け電力料金単価(¥24/kwh)と同等になるので廃止することができる。詳細は弊社のホームページにある [EXCELのファイルをダウンロードして確認いただきたい](#)。この3%というような負担を国民に強いることは政治的に、景気対策上とてもできないといわれるかもしれないが、「子供手当」、「農家の戸別所得保障」、「高校無料化」などという選挙民に聞こえのよい「ばらまき制度」を乱発しているのだから、一つぐらいは国民の耳に入れたくない政策でも、民主党政政治家がきっちりと国民にこの程度の負担が環境産業を育成するために不可欠であることを説明し、説得する勇気とビジョンを示すのが義務である。甘言を並べることしかできない政治家を国民は長期的には信頼し

ない。

(以上)